

## 住所地特例に係る総合事業の利用について

### ●総合事業の対象となる者（要支援1・2、事業対象者）の特定の方法

介護認定を受ける場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>利用者は、保険者市町村に認定申請</u></li> <li>2. 保険者市町村は、認定の結果、被保険者証を発行（負担割合証も発行）</li> </ol>
事業対象者に特定される場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>施設所在市町村は、基本チェックリストにて該当か否かを確認</u></li> <li>2. 利用者は、「介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」を「被保険者証」を添付して施設所在市町村に対して届け出</li> <li>3. 施設所在市町村は、利用者から提出された「介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」及び「被保険者証」を保険者市町村に送付（写し可）</li> <li>4. 保険者市町村は、被保険者証を利用者へ郵送（負担割合証も発行）</li> </ol>

### ●サービスごとの事務の整理

サービス区分		住所地特例対象者に対する対応			
		サービスを受けられる事業者	費用の額	費用負担	留意事項
介護予防・日常生活支援総合事業	国保連經由による支払	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	保険者市町村	
	市町村支払	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	施設所在市町村	介護予防ケアマネジメントに要した費用については、年1回、財政調整を行う

【参考】 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインP123～127、142～143  
介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（Ⅱ資料2）WAMNET